

1 基本方針について

学校部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化などに興味・関心をもった同好の生徒が参加し、教員の指導の下、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものである。

目的は、スポーツや芸術文化活動の楽しさや喜びを味わい、体力や技能の向上を図ることに加え、異年齢との交流を通じて、生徒同士や教員などとの人間関係を醸成するとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感などを図ることである。

このことから、本校として、以下の方針を掲げる。

- (1) 部活動計画を作成し、これに基づく計画的かつ適切な活動を心がける。
- (2) 競技力や技術力の向上を目指した指導に加え、生活指導や学習指導などにも留意し、生徒の充実した学校生活に結びつけることやコミュニケーション能力の向上・自立した人間としての育成などに取り組む。
- (3) 部活動内や各部活動間の連絡・連携を図り、情報共有・情報発信に努める。

2 設置する部活動について

- (1) 運動系 陸上競技部、サッカー部、バスケットボール部
卓球部、バドミントン部
- (2) 文化系 文化部（音楽や英語をはじめ芸術文化活動など）

3 活動時間や休養日などについて

- (1) 活動時間 平日2時間程度 週休日及び長期休業日3時間程度
公式戦や大会（前）などの場合はこの限りではない。
- (2) 休養日 平日（月～金）1日以上 週休日（土・日・祝）1日以上
週2日以上とし、週休日の大会や公式戦などの場合は振替を行う。
- (3) その他 定期考査1週間前（週休日を含む）は部活動を行わない。公式戦や大会（前）などがある場合はこの限りではないが事前に相談する。
また、学校閉校日における活動についても同様とする。

4 部活動の運営などについて

- (1) 教員による指導体制などの下、計画的かつ適切に活動を行う。また、教員間や学校間の連携を密に図る。
- (2) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であって、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、体罰やハラスメントなどのない指導を進めていくことに加え、生徒が相談しやすい雰囲気づくりや肯定的な人間関係を構築していける指導を心がける。
- (3) 保護者との連絡・連携や共通理解を図るとともに、指導方針や活動の計画・内容・時間、休養日などを示す。
- (4) 運営のことに加え、熱中症や感染症の対策などを含む生徒の健康・体調管理及び安心安全の確保などについて、適宜、点検や確認を行うとともに、顧問者会議でも共通理解を図る。また、部活動登録生徒や参加生徒について、適宜、確認する。
- (5) 学校における働き方改革についても点検や確認を行う。

5 その他

「合同チーム」や「地域移行」のことなども含め、国や県・市教育委員会などから示されたガイドラインや周知内容・情報提供などについて確認する。